

第1章 総 則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人戸河内松信会が設置経営する特別養護老人ホーム戸河内松信園(以下「施設」という。)は、介護保険法に従い、入所者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むために必要な介護福祉施設サービスを提供し、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、且つ居宅においてこれを受けることが困難な方の利用を目的とする。

(運営の方針)

第2条 入所者の意思決定及び人権を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスを提供する。
2 明るく家庭的な雰囲気づくりに努め、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行う。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。
名 称 特別養護老人ホーム 戸河内松信園
所在地 広島県山県郡安芸太田町大字土居 625 番地

第2章 職員及び職務

(職員の区分及び定数)

第4条 施設に次の職員を置く。
(1) 施設長(管理者) 1名 (常勤)
(2) 医師(嘱託) 1名以上 (非常勤)
(3) 事務職員 2名 (常勤兼務)
(4) 看護職員 2名 (常勤1名、常勤兼務1名)
(5) 介護職員 15名 以上
(6) 生活相談員 1名 (常勤兼務)
(7) 機能訓練指導員 1名 (常勤兼務)
(8) 管理栄養士 1名 (常勤)
(9) 介護支援専門員 1名 (常勤兼務)
2 前項に定めるもののほか、理事会の承認を得て、必要に応じて職員の増員及びその他の職員を置くことができる。

(職務)

第5条 前条に掲げる職種の職務内容は、次のとおりとする。なお、施設長が不在の時は看護長が施設長の任務を代行する。
1 施設長は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また事業計画の草案以下、経営全般に関する事務管理に従事する。
2 医師は、入所者の診療、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
3 事務職員は、施設に関する事務に従事する。
4 看護職員は、入所者の診療の補助及び看護並びに入所者の保健衛生管理に従事する。
5 介護職員は、入所者の日常生活全般にわたる介護業務に従事する。
6 生活相談員は、入所者の生活相談、面接、身上調査並びに入所者処遇の計画及び実施に関することに従事する。
7 機能訓練指導員は、入所者の機能訓練指導業務に従事する。
8 管理栄養士は、食事の献立作成、栄養計算及び給食記録を行い、調理員を指導して給食業務に従事する。
9 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に関する業務に従事する。

第3章 入所者の定員

(入所定員)

第6条 入所者の定員は、50名とする。

第4章 入所及び退所

(入所)

第7条 施設への入所は、要介護認定等を受けた入所希望者と、期間を定め契約により行うものとする。
2 入所希望者がまだ要介護認定等を受けていない場合、又は緊急やむを得ない場合には、一旦入所し要介護認定等の手続きを行うものとする。但し、利用料金は全額個人負担とし要介護認定等を受けた後、保険者から特例施設サービス費の給付を受けるものとする。
3 災害等やむを得ない場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

(入所時の面接)

第8条 施設長又は生活相談員は、入所介護を希望する入所者に対し面接を行い、施設の目的・方針・目標・入所者の心得・利用料その他必要な事項の説明を

行うものとする。

(心身調査及び検診)

第9条 施設長及び生活相談員は、入所者について心身の状態、個性、技能、趣味、その他心身に関する調査を行い、これを記録保存しておくものとする。また、医師及び看護職員は必要な検診を行い心身の状態を把握し、以後の健康診断の指針とする。

(退所)

第10条 次の場合は、契約を終了したものとみなして退所するものとする。
(1) 入所者から7日間以上の予告期間をもって退所の申し出があったとき
(2) 入所者が無断で退所し、帰ってくる見込みがないとき
(3) 入所者が病院等に入院し、3ヶ月以内に退院できる見込みがないとき
(4) 入所者が入院3ヶ月を経過しても退院できないとき
(5) 入所者が死亡したとき

(死亡)

第11条 入所者が死亡したときは、死亡の日時、場所、死因、病名、その他必要な事項を速やかに近親者、身元引受人その他必要と認められた者に通知するものとする。
2 死亡した入所者に葬祭を行う者がいないときは、施設長は、葬祭の委託を受け葬祭を行うものとする。

(命令退所)

第12条 施設長は、入所者が第28条各号に違反し、その後、施設長の指示又は指導に従わないときは、契約を解除して退所させることができる。

第5章 入所者に対するサービス内容

(施設サービス計画の作成と変更)

第13条 介護支援専門員は、入所者が入所後、速やかに施設サービス計画の作成に着手するものとする。
2 介護支援専門員は、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を適切な方法により把握し、当施設の提供するサービスの目標、その達成時期、サービスの内容、サービスを提供するうえで留意すべき事項等を記載した施設サービス計画案を作成するものとする。
3 介護支援専門員は、施設サービス計画の実施状況を把握し、必要に応じて

施設サービス計画を変更する。その場合、入所者に対し施設サービス計画案又は変更する施設サービス案につき、その内容を説明し同意を得ることとする。

(サービス内容)

第14条 入所者は施設サービス計画に基づき、次の内容のサービスを受けることができる。

(1) 介護保険給付サービス

- ① 食事・排泄・入浴・整容等の介助
- ② レクリエーション行事
- ③ 送迎
- ④ 健康管理
- ⑤ 機能訓練
- ⑥ 相談及び援助

(2) 介護保険給付外サービス

- ① 特別な食事の提供
- ② 理美容
- ③ 貴重品の管理

(利用料その他の費用の額)

第15条 指定介護老人福祉施設サービスを提供した場合の施設の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定介護老人福祉施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割又は3の額とする。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を入所者から受けることができる。

- (1) 居住費 別紙1のとおり
 - (2) 食費 別紙1のとおり
 - (3) 加算 別紙2のとおり
 - (4) 理美容代 男性2,000円・女性2,000円
 - (5) 入院時の居住費 入所者が入院したことにおいて、入院から7日以上経過した場合、退院時の円滑な受入のため、その入所者に負担させることが適当と認められるもの 居住費の標準基準額相当
 - (6) その他指定介護老人福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの 実費
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるこ

ととする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合にも、同様に同意を得るものとする。

4 利用料の支払いは、現金又は自動引落としにより指定期日までに支払を受けるものとする。

(サービス提供記録)

第16条 施設は入所者に対する介護サービスの提供に関する記録書類を整理し、完結後2年間保存し、必要に応じ入所者及び入所者の家族が閲覧することができるものとする。

(秘密保持)

第17条 職員は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密保持を厳守する。又その職を退いた後といえども同様とする。

2 従事者であったものが、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じる。

(給食)

第18条 入所者には1日3回給食するものとする。

2 給食はできるだけ変化に富み十分なカロリーと成分を含み、且つ調理にあたっては、入所者の嗜好を十分考慮し、栄養価の損失をさけ、消化吸収の実をあげるよう努めなければならない。

3 管理栄養士は、前項の趣旨に基づいて献立を作成し、給食の品名及び数量を記録整備しておくこととする。

(衛生管理と感染症対策の強化)

第19条 施設長、医師、看護師及び介護職員は、入所者と施設の保健衛生と感染症及び食中毒の予防と感染症発生時の対応の他、次の各号の実施について努めなければならない。

- (1) 衛生知識の普及指導
- (2) 年2回以上の大掃除
- (3) 月1回以上の消毒
- (4) 週2回以上の入浴又は清拭
- (5) 施設内感染対策の立案・指針・マニュアル等の作成
- (6) 感染症対策委員会を3か月毎開催し、施設内感染対策に関する職員への企画及び実施
- (7) 新入所者の感染症の既往の把握
- (8) 感染発生時の対応と報告

(9) 各部署での感染対策実施状況の把握と評価

(10) その他必要なこと

(健康管理)

第20条 施設長、医師及び看護職員は、常に入所者の健康に留意し、年1回の健康診断を実施して、その結果を記録しておくこととする。

2 入所者が負傷又は軽度の疾病にかかったときは、施設内で治療を行うこととする。また、入院を必要とする場合は、他病院の紹介を受けて適切な処置を行うものとする。

3 医師は、毎週2回の回診にあたる。

4 緊急の場合は、前項の規定にかかわらず適切な診療及び処置を受けることができる。

5 職員の健康診断は年1回以上、調理従事職員の検便は毎月実施するものとする。

(損害賠償)

第21条 入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償は速やかに行う。

第6章 利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第22条 入所者は、施設長、生活相談員、医師、看護職員、介護職員等の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

(外出及び外泊)

第23条 入所者は、外出(短時間のものは除く。)又は外泊しようとするときは、その都度外出、外泊先、用件、施設への帰着する予定日時などを施設長に届け出を行うこととする。

2 外泊する場合には、6日以内を限度とする。

(面会)

第24条 外来者は、入所者と面会しようとするときは、その旨を職員に届け出て、あらかじめ指定された場所において面会するものとする。

(健康保持)

第25条 入所者は、努めて健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は特別の理由がない限りこれを拒否してはならない。

(衛生保持)

第26条 入所者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために協力しなければならない。

(身上変更の届出)

第27条 入所者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは速やかに施設長又は生活相談員に届け出なければならない。

(施設内禁止行為)

第28条 入所者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2) 指定した場所以外で火気を用い、又は自炊をすること。
- (3) 施設内の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (4) その他この規程で定められていること。

(設備器具の利用)

第29条 入所者は、故意又は過失によって設備及び備品に損害を与え、又は無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、又は現状に回復しなければならない。

2 損害賠償の額は、入所者の収入及び事情を考慮して減免することがある。

第7章 身元引受人

(身元引受人)

第30条 施設は入所者に対し、身元引受人を求めることができるものとする。

2 身元引受人は、入所者の一切の責任を負うものとする。

第8章 非常災害対策

(非常災害対策)

第31条 施設長又は防火管理者は非常用その他急迫の事態に備え、とるべき措置について予め対策をたて、少なくとも年に2回以上入所者及び職員の避難訓練を行うものとする。

第9章 苦情処理

(苦情処理)

第32条 提供した施設介護に関する入所者からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入所者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

第10章 緊急時の対応

(緊急時、事故発生時の対応)

第33条 提供した施設介護により、入所者に事故が発生した場合、迅速かつ適切な対応を行うため、医師及び協力医療機関等の関係機関との連絡・連携、入所者家族等へ連絡及び説明、記録の整備、その他必要な措置を講じるものとする。また管理者に報告するものとする。

第11章 身体的拘束等

(身体的拘束等)

第34条 入所者に対して、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う際は、入所者家族等へ説明をし、様態及び時間、その際の入所者の状況並びに記録を行うものとする。又、それを解除する事を目標に鋭意検討を行うことを約束する。

第12章 人権の擁護及び虐待の防止のための措置

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第35条 事業者は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止の対策を検討する委員会（オンライン等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
 - (3) 成年後見制度の利用支援
 - (4) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
 - (5) 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 職員は、入居者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等直接入所者の身体に侵害を与える行為。
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (5) 食事を与えないこと。
- (6) 入居者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (7) 乱暴な言葉使いや入居者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8) 施設を退居させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9) 性的な嫌がらせをすること。
- (10) 当該入居者を無視すること。

3 事業者はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第13章 雑 則

(改正)

第36条 この規程を変更改正、廃止するときは、社会福祉法人戸河内松信会の理事会の議決を経るものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成14年10月1日から適用する。
 社会福祉法人松信会戸河内松信園管理規則（昭和61年9月16日規則第1号）は廃止する。
 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
 この規程は、平成16年1月1日から施行する。
 この規程は、平成17年1月1日から施行する。
 この規程は、平成17年6月13日から施行する。
 この規程は、平成17年10月1日から施行する。
 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
 この規程は、平成19年8月1日から施行する。
 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
 この規程は、平成20年10月1日から施行する。
 この規程は、平成21年6月1日から施行する。
 この規程は、平成22年11月1日から施行する。
 この規程は、平成23年10月1日から施行する。

この規程は、平成24年10月1日から施行する。
 この規程は、平成25年7月1日から施行する。
 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
 この規程は、平成26年4月7日から施行する。
 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
 この規程は、平成27年12月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、平成27年8月1日から適用する。
 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
 この規程は、平成28年7月1日から施行する。
 この規程は、平成28年8月1日から施行する。
 この規程は、平成28年11月1日から施行する。
 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
 この規程は、平成29年8月1日から施行する。
 この規程は、平成29年9月1日から施行する。
 この規程は、平成30年2月1日から施行する。
 この規程は、平成30年3月1日から施行する。
 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
 この規程は、平成30年5月1日から施行する。
 この規程は、平成30年8月1日から施行する。
 この規程は、平成30年10月1日から施行する。
 この規程は、平成30年12月1日から施行する。
 この規程は、平成31年3月1日から施行する。
 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
 この規程は、令和元年6月1日から施行する。
 この規程は、令和元年7月1日から施行する。
 この規程は、令和元年10月1日から施行する。
 この規程は、令和2年3月2日から施行する。
 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
 この規程は、令和2年6月1日から施行する。
 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
 この規程は、令和3年4月8日から施行する。
 この規程は、令和3年8月1日から施行する。
 この規程は、令和3年9月1日から施行する。
 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
 この規程は、令和4年10月1日から施行する。
 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
 この規程は、令和5年9月1日から施行する。

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。(第 35 条の一部訂正)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

別紙 1

費用区分	費用の額
居住費 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 多床室 日額 0 円 第2段階認定者 多床室 日額 370 円 第3段階①認定者 多床室 日額 370 円 第3段階②認定者 多床室 日額 370 円 第4段階以上の者 多床室 日額 855 円
食費 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 日額 300 円 第2段階認定者 日額 390 円 第3段階①認定者 日額 650 円 第3段階②認定者 日額 1,360 円 第4段階以上の者 日額 1,445 円
※朝食 481 円 昼食 482 円 夕食 482 円	

○ 介護保険負担限度額

※ 第1段階認定者

- ・生活保護受給者
- ・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者

※ 第2段階認定者

- ・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下
かつ、本人と配偶者の預貯金が単身 650 万以下、夫婦 1,650 万以下

※ 第3段階①認定者

- ・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額+合計所得金額が80万円超 120万円以下
かつ、本人と配偶者の預貯金等が単身 550 万以下、夫婦 1,550 万以下

※ 第3段階②認定者

- ・市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額+合計所得金額が

120万円超

かつ、本人と配偶者の預貯金等が単身 500 万以下、夫婦 1,500 万以下

※ 第 4 段階以上の者

- ・市町村民税本人非課税・世帯課税
- ・市町村民税本人課税者

別紙 2

加算区分	介護度	介護保険負担割合 1 割		介護保険負担割合 2 割	
		日 額	1 ヶ月 30 日 当たり	日 額	1 ヶ月 30 日 当たり
介護福祉施設サービス費Ⅱ	要介護 1	589 円	17,670 円	1,178 円	35,340 円
	要介護 2	659 円	19,770 円	1,318 円	39,540 円
	要介護 3	732 円	21,960 円	1,464 円	43,920 円
	要介護 4	802 円	24,060 円	1,604 円	48,120 円
	要介護 5	871 円	26,130 円	1,742 円	52,260 円
○看護体制加算 (Ⅰ) イ		6 円	180 円	12 円	360 円
○夜勤配置加算 (Ⅲ) イ		28 円	840 円	56 円	1,680 円
○栄養マネジメント強化加算		11 円	330 円	22 円	660 円
○排せつ支援加算 (Ⅰ) (該当者)		—	10 円	—	20 円
○褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ) (該当者)		—	13 円	—	26 円
○療養食加算 (該当者) 1 食 6 円		18 円	540 円	36 円	1,080 円
○介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)		上記合計単位数×0.136×10×日数 (小数点以下四捨五入)			
※看取り介護加算 ※安全管理体制加算		※再入所時栄養連携加算 ※退所時栄養情報連携加算			
加算区分	介護度	介護保険負担割合 3 割			
		日 額	1 ヶ月 30 日 当たり		
介護福祉施設サービス費Ⅱ	要介護 1	1,767 円	53,010 円		
	要介護 2	1,977 円	59,310 円		
	要介護 3	2,196 円	65,880 円		
	要介護 4	2,406 円	72,180 円		
	要介護 5	2,613 円	78,390 円		
○看護体制加算 (Ⅰ) イ		18 円	540 円		
○夜勤配置加算 (Ⅲ) イ		84 円	2,520 円		
○栄養マネジメント強化加算		33 円	990 円		
○排せつ支援加算 (Ⅰ) (該当者)		—	30 円		
○褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ) (該当者)		—	39 円		
○療養食加算 (該当者) 1 食 6 円		54 円	1,620 円		
○介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)		上記合計単位数×0.136×10×日数 (小数点以下四捨五入)			
※看取り介護加算 ※安全管理体制加算		※再入所時栄養連携加算 ※退所時栄養情報連携加算			

※ 介護費 (介護度) は、入所者の状態や収入により変更する。

※ 上記には初期加算、外泊加算は含まれない。

※ 看取り介護加算は、日数により単価が 3 段階に変更する。(詳細については、看取り希望時に説明する。)

※ 安全管理体制加算は、入所初日に限り 20 単位算定する。

- 介護保険負担割合 1割又は2割又は3割
 - ※ 本人の合計所得金額が 160 万円未満の方は 1割負担
 - ※ 本人の合計所得金額が 160 万円以上あり、同一世帯の第 1号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額が、単身では 280 万円未満、2人以上では 346 万円未満の場合 1割負担
 - ※ 上記以外の場合は 2割～3割負担本人の合計所得金額が 160 万円以上あり、同一世帯の第 1号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額が、単身では 280 万円以上 340 万円未満、2人以上では 346 万円以上 463 万円未満の場合、2割負担
 - ※ 上記以外の場合は 3割負担
- 合計所得金額とは、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額